

荒天時の登校に関する規定

基本方針

自らの安全を確保することを第一とし、状況に応じて適切な対応をする。

- 1 当日の午前6時30分の時点で、「松戸市」を含む地域に、次のア、イ、ウのいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。
 - ア 大雨警報と洪水警報が同時に発令されている場合
 - イ 暴風警報が発令されている場合
 - ウ 大雪警報が発令されている場合※「特別警報」についても同様の対応

- 2 上記1に該当しない場合でも、登校時に「松戸市」又は「居住する市町村」を含む地域が上記ア～ウに該当する場合は、自宅待機とする。

- 3 自宅待機後の対応については、午前7時から午前7時30分の間に本校ホームページの最新情報で確認する。それ以降、当日の日程等については、本校ホームページ、LINE スクール連絡帳（つながる連絡）【保護者】、Google Classroom【生徒】の連絡に従うこと。なお、午前10時の段階で上記1の状態が継続している場合は、臨時休業とする。

- 4 上記の規定に関わらず、災害等の影響により登校が困難であると判断される場合は、無理をして登校しようとせず、自宅で待機する。その場合、その旨を保護者から学校に必ず連絡すること。

※松戸市を含む地域…「千葉県全域」・「千葉県北西部」
「東葛飾地方」・「松戸市」

交通機関の乱れに伴う対応について

- 1 当日の午前6時30分の時点で、武蔵野線・北総線のいずれか一方又は双方が、「東松戸駅」を含む区間で不通の場合は、自宅待機とする。
- 2 午前7時までに武蔵野線・北総線の双方が運転を再開した場合は、平常授業とする。
- 3 自宅待機後の対応については、7時から7時30分の間に本校ホームページの最新情報で確認する。それ以降、当日の日程等については、本校ホームページ、LINE スクール連絡帳（つながる連絡）【保護者】、Google Classroom【生徒】の連絡に従うこと。なお、午前10時の段階で上記1の状態が継続している場合は、臨時休業とする。
- 4 電車の遅延については、5分以上の遅延が生じ、HP等で確認できる場合については、公遅刻の扱いとする。
 - ①遅延証明書は必要ありません。速やかに登校すること。
 - ②登校後、担任に電車遅延の状況を報告すること。
 - ③確認できた遅延時間より大幅に遅れて登校した場合は、公遅刻にならない場合もある。

※5分程度の遅延は考慮されないので、安全に配慮し、時間に余裕をもって早めの登校を心掛けること。
(8:25には教室に入れるようにしましょう)

※バスの遅延は、原則公遅刻にはならない。天候不順や道路事情等による自然渋滞については考慮できないので、注意すること。